

特記仕様書

- 1 業務名 由利地域振興局浄化槽保守点検等業務委託
- 2 目的 浄化槽法第8条による保守点検及び同法第9条による清掃
- 3 期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 場所 由利本荘市水林366 由利地域振興局
- 5 対象物件
 - (1) 庁舎 単独処理平面酸化方式 260人槽
 - (2) 職員会館 単独処理全ばつき方式 32人槽
 - (3) 車庫 単独処理分離接触ばつき方式 10人槽
- 6 内容
 - (1) 浄化槽法施行規則第2条に規定する保守点検の技術上の基準による保守点検 每月1回
 - (2) 浄化槽法施行規則第3条に規定する清掃の技術上の基準による槽内清掃 年1回以上。ただし、職員会館の浄化槽については、6か月に1回以上。
 - (3) 法定の方法による記録・報告
- 7 業務責任者の設置
 - (1) 業務責任者は、本業務の遂行に当たり十分な経験、知識、技能を有する者とする。
 - (2) 業務責任者は、本業務の運営及び技術上の管理並びに発注者との協議等業務遂行に係る権限を有するものとし、その権限の範囲は契約書で定める。
- 8 留意事項
 - (1) 関係法令の遵守及び法令の改廃に留意すること。
 - (2) 清掃によって生じた汚泥、スカム等の廃棄物は、関係法令を遵守し、適切に処理すること。
 - (3) 契約書及び本特記仕様書に定めのない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)」(別添)及び「建築保全業務共通仕様書(令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部)」による。なお、共通仕様書第3章3及び4は、本業務に適用しない。